

ICA2026 スポンサー申込書

下記申請書を記入し、ICA2026 スポンサー・展示部会事務局に提出してください： ica2026_sponsorship@congre.co.jp

申込者情報

社名				
社名（英語表記）				
住所	郵便番号			
担当者	名前		役職	
	電話		携帯電話	
	メールアドレス			
会社URL				

スポンサーメニュー

チェックしてください。	スポンサーパッケージ	スポンサー料 (消費税抜)
<input type="checkbox"/>	プラチナ	13,000,000 円
<input type="checkbox"/>	ゴールド	8,000,000 円
<input type="checkbox"/>	シルバー	4,000,000 円
<input type="checkbox"/>	ブロンズ	800,000 円

■ 申込受付期間:

申込数がスポンサーの上限数に達し次第、お申込みを締め切りとさせていただきます。申し込み状況についてはICA2026 スポンサー・展示部会事務局にご確認ください。

■ 「個別特典」「展示スペース」の申込書は別途2024年4月以降にスポンサー様へ配布いたします。

■ お支払いは、締切期限までに銀行振込でお願い致します。また振込み手数料は貴社にてご負担お願い致します。

本申込書の記載をもって、私は、会社の代表者として規約に同意し、ICA2026のスポンサーになることを希望します。
この申込書の提出、主催者の承認・受理をもって、主催者との契約が成立することを承知します。

日付: _____ 名前: _____

代表者印または署名: _____

■ この申請書が承認された後、ICA2026 スポンサー・展示部会事務局から請求書が届きます。

■ 注意：この申込書を通じて取得した個人情報は、ICA2026 に関するガイダンスの提供および連絡のためのみ使用されます。主催者は、スポンサー企業様の同意なしに、個人情報を第三者と共有することはありません。ただし、スポンサー企業様へサービスを提供する目的で、主催者が機密保持契約を締結しているビジネスパートナーまたは協力団体にこの情報を委託する場合があります。

本規約においては、以下の定義が適用されます。

- 「スポンサー」とは、スポンサー申込書を提出する個人、企業または会社を意味します。
- 「申込書」とは、スポンサーが必要事項を記入したスポンサー申込書を意味します。
- 「主催者」とは、公益社団法人日本アクチュアリー会を意味します。
- 「ブース」とは、主催者によって割り当てられた本大会の(場合により単一または複数の)展示スペースを意味します。
- 「本契約」とは、必要事項を記入した申込書が提出され、受理された時点で、主催者とスポンサー間に成立する契約を意味します。
- 「本大会」とは、2026年11月8日から13日にかけて開催される第33回国際アクチュアリー会議(ICA2026)を意味します。
- 「出展マニュアル」とは、展示エリアに関連して主催者が作成するマニュアルを意味します。
- 「会場」とは、東京国際フォーラムまたはそれに代わる会場を意味します。
- 「個人情報」とは、お客様に関するデータまたは情報のうち、(a)そのデータ自体から、または(b)そのデータおよび当社が入手した、もしくは入手する可能性のあるその他の情報から、お客様を特定することができるものを指します。

規約の履行と遵守

すべてのスポンサーは、本規約、関係省庁や自治体等からの要求事項、および場合により大会開催時に会場において施行されているすべての諸規則を遵守する必要があります。

スポンサーは、出展プランを選択した場合、(後日配布される)「出展マニュアル」に記載された事項を含め、本契約に定める義務および責務を遵守することに同意するものとします。主催者は、その裁量により、これらの義務および責務を免除することができます。ただし、主催者による免除は、書面による場合に限り有効とします。

本契約は、両当事者が署名した書面により変更されない限り、本規約および出展マニュアルに記載された規約により構成されます。

スポンサーが本規約に違反したと主催者が判断した場合、主催者は、いつでも、申込みを拒否し、スポンサーの参加権を取り消す権利を有するものとします。

スポンサーは、主催者の書面による事前の同意がない限り、または法令により義務付けられた場合を除き、本契約の諸条件を他者に開示することを禁じられます。

スポンサー申込みおよび支払い方法

スポンサーは、スポンサー申込書に必要事項を記入し、ICA2026 スポンサー・展示部会事務局に電子メールで送付しなければなりません。

主催者が申込書を受理した場合、主催者はスポンサーに対し、申込書が受理された旨を記載した確認通知と協賛金の請求書を送付します。

協賛金はすべて円建てで、日本の消費税を含むものとします。主催者が署名済みの申込書を確認した後に、日本の消費税の税率が変更になった場合、協賛金は、日本の消費税の変更に応じて調整されることがあります。

スポンサーは、原則として、請求書発行日から30日以内に、請求書に記載された銀行口座に協賛金全額を振り込む

ものとして、ご要望があれば、分割払いも可能です。振込手数料はスポンサーの負担とします。

主催者は、協賛金の支払いに対して領収書を発行しないものとします。銀行が発行する送金伝票が支払証明書となり、領収書の代わりとなります。

スポンサーは、協賛金を全額、または、分割払いの第一回目の支払金額を支払った時点で正式なスポンサーとなります。

小間位置の決定

ブース配置の決定は、申込締め切り後に調整します。主催者はスポンサーパッケージによる優先順位、ブースの数、展示物の性質を考慮のうえ、裁量によって展示スペースの割り当てを決定し、スポンサーにブース位置を通知します。

スポンサーはブース位置の割り当てについて主催者の決定に異議を申し出ることや、主催者の事前の同意なく割り当てられたブースの一部またはすべてを第三者に譲渡・交換することは認められません。

さらに、主催者は、いつでも別のブース配置に代える権利を有するものとします。

主催者は、その独自の裁量により、スポンサーの承諾を得ることなくフロアプランを変更することができます。フロアプランの変更は、警察署、消防署、保健所、その他関係省庁や自治体等の指示・命令による場合、または出展の申込みが取り消された場合に発生することがあります。

解約

ひとたび受理された申込みは、主催者が正当な理由があると認めた場合を除き、原則として解約することはできません。スポンサーは、申込日以降に本契約の全部または一部を解約することを希望する場合、主催者に書面で通知しなければなりません。

スポンサーの都合による解約の場合、解約料(消費税を含む)は以下のとおりとします。

解約料と解約日

- 2025年11月7日(日本時間)以前の解約の場合は、協賛金の50%
- 2025年11月8日(日本時間)以後の解約の場合は、協賛金の100%

スポンサーは、主催者から解約料の請求書を受領した後30日以内に、解約料を支払わなければなりません。

主催者はスポンサーが準備に負担した費用の補償義務を負わないものとします。

各種変更

主催者は、その独自の裁量により、本大会に以下のような修正を加えることがあります。

- 特典の変更
- フロアプランの変更
- ブースの変更、再配置、または交換
- 本大会の開催時間の調整
- 会場の変更
- 社会情勢に合わせて、必要に応じて、本大会の形式を対面式からバーチャル式に変更すること
- 本大会の延期

その場合、スポンサーは、主催者が定める新たな条件で開催される展示会に参加するものとします。スポンサーが自己の都合により大会を辞退する場合、上記の解約規定が適用されるものとします。

何らかの理由で会議が中止された場合、主催者はその裁量で、会議の日程および会場の変更や、会議開催にテクノロジーを使用するなどの変更を行うことができます。会議の再開が決定した場合でも、この合意は引き続き拘束力を持ち、主催者は会議を実行するために、あらゆる合理的な調整を行う権利を有します。会議を開催できない場合、主催者はスポンサーが支払った料金を返金します。

損害賠償

スポンサーは、故意または過失の有無にかかわらず、自身またはその関係者が会場、会場の設備、第三者、およびその財産等に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。主催者は、そのような損害について一切の責任を負わないものとします。

スポンサーは、自らの出展物の管理について責任を負うものとし、主催者は、スポンサーの出展物の盗難、紛失、または損傷について、スポンサーに対し一切賠償または補償を行わないものとします。スポンサーは、その出展物を保護するために、保険への加入その他の適切な措置を講じる必要があります。万一、スポンサーの過失により事故が発生した場合、スポンサーはその事後処理につき全責任を負うものとし、主催者は、事故による損害について一切責任を負わないものとします。

ブース設置・使用・撤去

スポンサーは、主催者が指定する日時においてのみ、ブースまたはスペースの設置、使用、および撤去を行うものとする。ブースまたはスペースの設置、使用、および撤去は、主催者または会場が発表する追加指示とともに、スポンサー展示マニュアルに定めるすべての規則、規制、および関連する安全・環境法令に従って行われるものとします。

スポンサーは、ブースまたはスペースを使用開始時の状態に戻さなければなりません。スポンサーは、ブースまたはスペースの原状回復に必要な清掃費等の費用を負担するものとします。

スポンサーは、ブースおよび出展物の設置および撤去、ならびにその他のサービスの提供を円滑に行うため、必要な契約を締結する権限を有する代理人を任命するものとします。この代理人(または別の指定された人物)は、設置、展示時間、および撤去の間、その場に立ち会い、責任を負わなければなりません。

展示会場での広報活動

スポンサーのブース外またはスペース外で広告物や看板を配布または掲示することはできません。音響設備は、周囲の出展者の迷惑にならないよう管理し、ブース内に向けて設置してください。主催者は、主催者が好ましくない判断した活動、騒音、または音楽の中止をスポンサーに指示する権利を有します。詳細については、「出展マニュアル」に記載されるものとします。

個人情報の取り扱い

スポンサーは、展示会等を通じて個人情報を取得する場合、「個人情報の保護に関する法律」その他の適用法令を遵守するものとします。スポンサーは、個人情報を収集し、利用する目的を通知または公表しなければなりません。スポンサーが個人情報を第三者と共有しようとする場合には、法令により許される場合を除き、当該個人情報により特定される本人の同意を得るものとします。

スポンサーは、「個人情報の保護に関する法律」に定める安全管理措置に従い、個人情報を適法に取り扱い、適切な管理を行わなければなりません。

個人情報により特定される本人が、スポンサーに対し、展示会を通じて取得した個人情報を開示、訂正、追加、削除、利用停止、もしくは消去するよう求め、または個人情報の使用につき苦情を申し立てた場合、スポンサーは、法令の定めに従い、適切な措置を講じなければなりません。

スポンサーと個人情報により特定される本人との間で、本展示会による個人情報の取得、利用、取り扱い、または管理について紛争が生じた場合は、スポンサーは、当該紛争を解決する責任を負うものとします。主催者は、それらの紛争について一切の責任を負わないものとします。

準拠法および合意管轄裁判所

スポンサーは、ICA2026 の本規約およびこれに基づく法律関係については日本法を準拠法とすること、および本規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。
